省　令

○総務省令第二十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項及び十二の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

総務大臣　原口　一博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一項中第二十九号を第三十一号とし、第十一号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十二　金融商品取引法第六十六条の三十一第一項又は第六十六条の四十第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

第一条中第十七項を削り、第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16　法別表第一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七条の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

二　資金決済に関する法律第十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

四　資金決済に関する法律第四十一条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　資金決済に関する法律第六十四条第一項の免許の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

六　資金決済に関する法律第七十七条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

七　資金決済に関する法律第八十七条の認定の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「血液比重検査又は」を削る。

別表第二の二〇〇ml全血採血の項下欄第四号中「血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、」を削り、「一二g／dl未満である者」を「一二・五g／dl未満の男子又は一二g／dl未満の女子」に改め、「一二g／dl未満である者」を「一二・五g／dl未満の男子又は一三g／dl未満の女子」に改め、同表四〇〇ml全血採血の項下欄第一号中「一八歳未満の者」を「一七歳未満の男子若しくは一八歳未満の女子」に改め、同欄第四号中「血液の比重が一・〇五三未満であり、かつ、」を削り、「一二・五g／dl未満である者」を「一三g／dl未満の男子又は一二・五g／dl未満の女子」に改め、同表血漿成分採血の項下欄第四号中「血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、」を削り、同表血小板成分採血の項下欄第一号中「五五歳以上の者」を「六五歳以上の男子（六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。）若しくは五五歳以上の女子」に改め、同欄第四号中「血液の比重が一・〇五二未満であり、かつ、」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次のように改正する。

表群馬県の項市町村名の欄中「嬬恋村　六合村」を「嬬恋村」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年三月二十八日から施行する。

○防衛省令第二号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第六十四条第四項の規定に基づき、統合幕僚学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

防衛大臣　北澤　俊美

統合幕僚学校組織規則の一部を改正する省令

統合幕僚学校組織規則（昭和三十六年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一室」の下に「並びに国際平和協力センター」を加える。

第三条第六号から第九号までの規定中「関すること」の下に「（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十号及び第十一号中「研究室」の下に「並びに国際平和協力センター」を加える。

第四条及び第五条中「事務」の下に「（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の見出し中「室長」の下に「並びにセンター長」を加え、同条第一項中「室長を」の下に「、国際平和協力センター長を」を加え、同条第二項中「又は室長」を「若しくは室長又はセンター長」に、「又は室務」を「若しくは室務又は国際平和協力センターの事務」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（国際平和協力センター）

第六条　国際平和協力センターは、次に掲げる事務のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関するものをつかさどる。

一　広報に関すること。

二　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

三　物品の管理に関すること。

四　教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関すること。

五　学生の教育訓練及び調査研究の計画に関すること。

六　学生の教育訓練及び調査研究の実施に関すること。

七　学生の教育訓練及び調査研究に必要な記録及び統計に関すること。

八　前三号に掲げるもののほか、教育訓練及び調査研究に関すること。

附　則

この省令は、平成二十二年三月二十六日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

国家公安委員会委員長　中井　洽